

社会福祉法人 長門市社会福祉協議会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日

2. 課題

- ・本会は、既に女性が占める割合が圧倒的に多く活躍しているが、女性職員比率に比べて女性の管理職比率が低い。また、管理職を積極的に目指そうとしている女性職員は必ずしも多くない。
- ・職種により、人手不足のため残業時間が多くなっている。
- ・ライフイベントを通じ、継続就業への理解を得やすい職場環境づくり。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標

管理職（課長級以上）に占める女性割合を2025年3月末までに50%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2022年4月～ 昇進基準の見直し
職員の育成計画を作成し、全職員共有する
- 2024年3月～ 管理職候補となる職員に対して育成研修の実施

職種別残業時間の格差を少なくする。

<実施時期・取組内容>

- 2022年4月～ 業務内容の見直しを図り効率化に向けての検討し、進捗を定例会議で報告
人員不足・確保への取組

ライフイベントに応じた働き方が希望通りできるよう、周囲の理解・協力を得やすい環境を整える。

<実施時期・取組内容>

- 2022年4月～ 定期的に管理職に対し本会のライフイベント関連制度の周知と意識啓発を実施。
課題解決策を自ら検討するためのネットワークを設け、支援制度の更なる拡大を検討する。
意見交換を通じて職場の実情を捉え、改善への取組を共有する場となるフォローアップ面談を定期的に実施。